

長岡市告示 191号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、下水（雨水を除く。）の排除及び処理をすべき区域等を次のように告示します。

なお、関係図書は、長岡市土木部下水道課において一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 供用及び処理の開始年月日
令和7年3月31日
- 2 下水の排除及び処理をすべき区域
 - (1) 前川処理分区
上前島1丁目及び高島町の各一部
 - (2) 土合処理分区
上条町の一部
 - (3) 新組処理分区
福井町及び新組町の各一部
 - (4) 蔵王処理分区
東栄2丁目の一部
 - (5) 栖吉北処理分区
千代栄町及び東片貝町の各一部
 - (6) 下々条処理分区
稲葉町の一部
- 3 下水の排除及び処理をすべき区域の図
別紙図面のとおり
- 4 分流式又は合流式の別
合流式及び分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
長岡市寿3丁目4番3号
長岡中央浄化センター